

秦野市電子地域通貨
システム
構築及び運営業務委託に
係るプロポーザル
実施要領

令和6年3月

秦野市環境産業部産業振興課

余 白

1 案件名

秦野市電子地域通貨システムの構築及び運営業務委託

2 目的

本要領は、秦野市（以下「当市」という。）に電子地域通貨システムを導入するにあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要事項を定める。

3 業務内容

別添「秦野市電子地域通貨システム構築及び運営業務委託に係る仕様書」のとおり

4 業務期間

契約日の翌日から令和7年（2025年）3月31日まで

5 提案上限額

180,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

※ 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

6 選定方法

本プロポーザルに係る審査会を設置し、審査（機能要件評価、プレゼンテーション等）を実施し、当市に最も適した提案を行った事業者を受託候補者として選定する。

7 参加資格

本プロポーザル参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない事業者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (3) 破産の申立てがされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。(法人及びその代表者(委任関係があるときはその受任者))
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者。
 - イ 秦野市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)に基づく入札への排除措置を受けている者。
- (7) 他社の協力を提案に含む場合、当該事業者が上記(1)から(6)の資格要件を全て満たしていること。

8 プロポーザル日程

内容	期間等
公募開始日	令和6年(2024年) 3月28日(木)
質問受付期限	令和6年(2024年) 4月15日(月)
質問回答期限	令和6年(2024年) 4月19日(金)
参加申出書等提出期限	令和6年(2024年) 4月22日(月)午後5時まで
参加申出者の確認結果通知	令和6年(2024年) 4月26日(金)
企画提案書等提出期限	令和6年(2024年) 5月13日(月)
プレゼンテーション	令和6年(2024年) 5月20日(月)
審査結果通知日 受託候補者選定	令和6年(2024年) 5月24日(金)

契約交渉期間	令和6年（2024年）5月下旬
契約締結予定日	令和6年（2024年）6月上旬

※この日程は当市の都合により変更する場合がある。

9 各種提出資料

本プロポーザルに係る提出資料等は次のとおりとし、公開しているホームページ上からダウンロードすること。

(1) プロポーザル実施要領

- ア 秦野市電子地域通貨システム構築及び運營業務委託に係るプロポーザル実施要領（本書）
- イ 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）
- ウ 秦野市電子地域通貨システム構築及び運營業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領（実施要領別添2）

(2) 仕様書

秦野市電子地域通貨システム構築及び運營業務委託に係る仕様書

(3) 各種様式

- ア プロポーザル参加申出書（様式1）
- イ 会社概要調書（様式2）
- ウ 想定機能表（様式3）
- エ 提案書等提出届（様式4）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 提案見積書（様式5）
- キ 提案見積内訳書（様式6）
- ク プロポーザル質問書（様式7）
- ケ 参加辞退届（様式8）

10 参加申出書等の提出

(1) 提出様式

参加申出書等は、実施要領別添2「秦野市電子地域通貨システム構築及び運營業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に従って作成すること。

(2) 提出期限

令和6年（2024年）4月22日（月）午後5時必着

(3) 提出場所

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市環境産業部産業振興課

(4) 提出部数

- ア プロポーザル参加申出書（様式1） 1部
- イ 会社概要調書（様式2） 1部
- ウ 発行日が3か月以内の法人登記（写し） 1部

※ システム構築会社または金融機関について、他社等に協力を得る場合には、当該事業者についてもイとウを1部ずつ提出すること。

※ 共同企業体として参加申込を行う場合には別に必要書類がありますので事前にお知らせください。

(5) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、当市はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までに持参。

(6) 上記の方法による参加申出をもって、実施要領別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

(7) 結果通知

参加申出者の確認結果については、令和6年（2024年）4月26日（金）に参加申出を行った全ての事業者に対してメール又は書面で通知する。

1.1 質問について

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

- (1) 秦野市電子地域通貨システム構築及び運營業務委託に係るプロポーザル質問書（様式7）を電子メールにて送付すること。
- (2) 電子メールの件名は次のとおりとすること。

件名：電子地域通貨プロポーザル（質問） 事業者名

- (3) 電子メールの到達を電話で確認すること。
- (4) 質問受付期限
令和6年（2024年）年4月15日（月）午後5時
※ 到達確認の電話確認は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 送付先及び到達確認先電話番号
秦野市環境産業部産業振興課
電子メールアドレス：sangyou@city.hadano.kanagawa.jp
電話番号：0463-82-9646（直通）
- (6) 質問に対する回答
令和6年（2024年）4月19日（金）に質問者名を伏せ、当市ホームページ上で回答する。

1.2 企画提案書等の提出

- (1) 提出様式
企画提案書等は、別紙実施要領別添2の作成要領に従って作成すること。
- (2) 提出期限
令和6年（2024年）5月13日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市環境産業部産業振興課
- (4) 提出物および部数
提出物は次のとおりとする。イからオについては正本1部、副本10部としDVD-Rについては1枚とする。副本については、提案事業者が特定されないよう事業者名を伏せること。
ア 提案書等届出書（様式4）
イ 企画提案書（任意様式）
ウ 想定機能表（様式3）
エ 提案見積書（様式5）
オ 提案見積内訳書（様式6）
カ アからオの電子ファイルを保存したDVD-R
- (5) 提出方法

土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参

(6) その他

ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

イ 想定機能表は本市が想定しているものであり、満たさない項目がある場合でも、プロポーザルには参加できます。

1.3 プレゼンテーション及び審査

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、評価基準書に基づき審査し点数化する。

(1) 実施日（予定）

令和6年（2024年）5月20日（月）

(2) 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する。

(3) プレゼンテーション実施要領

ア プレゼンテーション30分、質疑応答20分、準備片付け10分を目安とし、合計60分以内とする。

イ 説明会場に入室できる人数は、6名までとする。

ウ 本案件を受注した場合に担当するプロジェクトリーダー又はシステム構築責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。

エ プレゼンテーションは事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等は身に着けないこと。

また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

オ 説明は、企画提案書に基づいて項目順に行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等のスクリーン投影、拡大用紙又はパネルを利用することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

また、説明の過程でテスト機等によるシステムのデモンストレーションも可とする。

カ スクリーン及び電源タップ、プロジェクターは当市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。

キ プレゼンテーション内の質疑応答の内容を会議録として作成し、プレゼンテーションの翌日中までに電子メールで提出すること。様式は自由で、ファイル形式はPDFファイルとする

1.4 選定方法

- (1) 審査会を設置し、受託候補者を選定する。
- (2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりである。合計点により順位を決定する。

評価項目		評価主体	配点
技術点	想定機能表	(自動計算)	100点
	企画提案書	審査会	130点
価格点 20点	提案見積額	(自動計算)	20点
(合計)			250点

(3) 審査会での審査基準

審査基準の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計したものを平均化する。

A (優)	B	C (基準)	D	E (劣)
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(4) 審査基準

	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を効果的、効率的に遂行するため、人員配置が適切であること。 ● 業務実施フロー及びスケジュールが無理なく履行できるものになっていること。 ● 構成企業等が電子地域通貨の経験及び実績を有していること。 ● トラブル発生時の的確な体制が取れていること。 ● 個人情報保護、機密保持及び情報漏洩に対する安全対策や体制が取れていること。 ● 本市と受注者の役割分担が明確になっており、また妥当であること。 	10
2	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が電子地域通貨を導入する目的を十分に理解した提案となっていること。 ● 市内店舗限定でコインやポイントが利用できる機能となっていること。 	10
3	システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所や金融機関の窓口に行かなくてもチャージできる機能があること。 ● 会費の徴収など利用者が日常生活の中 	20

		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者誰もが使いやすいシステムが構築されていること。 	
4	店舗の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 個店情報などが発信される機能を有していること。 ● 個店が来店者の分析に利用できるような機能が搭載されていること。 ● 個店がハード整備をしなくても参加できるものこと。 ● 決済の時に決済が終了したことを店舗と利用者に知らせる機能があること。 ● 店舗が活用しやすい魅力ある機能が搭載されていること。 	20
5	キャッシュレス化の推進と市民生活の利便性の向上につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設で利用できること。 ● 納税で利用できること。 	20
6	デジタルデバイド対策	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォン等がない人でも参加できる方法があること。 	10
7	独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市で電子地域通貨が普及するような提案ができていること。 	20
8	地域貢献策	<ul style="list-style-type: none"> ● 印刷物や物品等の調達に市内企業が参加できているか。 ● 電子地域通貨を活用した地域コミュニティ活性化につながる提案があること。 	20
合 計			130

(5) 評価について

提案見積書は、次の算定式により評価する。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{点} \times (1 - (\text{見積額} / \text{上限額})^{1.0})$$

(6) 審査の結果、3つの項目の総得点が同じ場合は、審査員が総合的に判断して決定する。

(7) 参加者が1者であってもプレゼンテーションを実施して審査を行う。審査の結果、総得点が6割である150点以上の場合は、その参加者を受注候補者とする。

15 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和6年（2024）5月24日に提案者全員に文書を発送する。

なお、審査結果は評価の公正性、透明性等を示すため、受託候補者以外の参加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。

1 6 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に審査会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと審査会が認めた場合。

1 7 契約交渉及び見積書の提出

受託候補者と当市とで契約に向けた仕様書の最終調整及び協議を行う。受託候補者は、確定した仕様書に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、受託候補者が当市と契約の合意に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に向けた調整を行うものとする。

1 8 契約締結

前項で提出された見積書について受託候補者と合意した後、契約を締結する。

1 9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等提出後の書類の差し替え、追加は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年10月4日条例第14号）に基づき提案書を非公開とする。
- (6) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した契約用の仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

- (7) 参加申出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式 8）を提出すること。
なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。